

令和2年8月20日
教育総務課

小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策要領（改訂版）

I 学校における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③抵抗力を高めることであることを踏まえ、以下のような取組みを行うこと。

①感染源を絶つこと

発熱等や風邪の症状（咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）が~~見られる~~ある場合には児童生徒やも教職員~~については~~も、自宅で休養させることを徹底すること。

・児童生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察表」（別紙1）に記録し、登校後に担任が確認すること。

・発熱等~~がある場合~~や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとすること。

※検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に検温させること。また、教員によって体調が悪いと判断された児童生徒は、保健室等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させ、~~原則~~出席停止扱いとすること（新型コロナウイルスに感染しているか否かの判断を要しない）。その際、帰宅までの間、学校に留まる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

・教職員が感染した場合は、特別休暇を取得させること。

・教職員に発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は特別休暇等を取得させること。また、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行うこと。

・教職員が濃厚接触者と判明した場合は、在宅勤務や職務専念義務の免除により、学校へ出勤させないこと。

・教職員は、児童生徒が、体調が悪いこと等を訴えやすい雰囲気づくりに努めること。

・教職員は、当面の間、感染拡大のリスクを高める3条件（1（2）参照）が同時に重なる場（全国から不特定多数の人々が集まるイベント、スポーツジム、ライブハウス、カラオケボックス等）に参加したり、近づいたりすることを控えるようにするとともに、児童生徒に対しても、こうした場に立ち入らないよう指導を徹底すること。

②感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は一般的には「飛沫感染」、「接触感染」で感染する。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。感染経路を絶つためには、「手洗い」、「咳エチケット

ット」、「清掃・消毒」が大切である。

ア 手洗いや咳エチケット（マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う）を徹底させること

~~登下校時には必ずマスクを児童生徒に着用させること。あわせて、手拭きのための個人用ハンカチやタオル等も持参させること。~~

~~教室での授業中は、全員マスクを着用するよう徹底すること。また、休み時間においても近距離での会話や発声等の際のマスク着用を指導すること。~~

~~体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、スポーツ庁からの令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に示された留意事項を徹底すること。~~

・接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底させること。

・登校時や校庭等から校舎外から教室に入る時、トイレの後、体育の授業後、給食前後など、こまめに流水と石けんによるで30秒程度かけ丁寧に手洗いをさせること。または手指用の消毒液により手指の消毒を行わせることは、流水での手洗いができない際に、補助的に用いること。また、タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないよう指導すること。

~~教職員においても、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの日常的な感染予防を徹底すること。~~

イ 咳エチケット

・感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるといふ、咳エチケットを徹底すること。

~~多くの児童生徒が手を触れる箇所については、十日十回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。~~

ウ 清掃・消毒

~~清掃時等に、児童生徒や教職員が消毒液を使用して、多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を十日十回以上除菌すること。消毒液がない場合は、学校において市販の家庭用漂白剤などを購入し、希釈して代替すること。~~

・消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、過度な消毒とならないよう十分に配慮すること。

・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。

・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要なく、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うこと。

・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導すること。

※漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約5%）を用いる場合、原液2.5mL（漂白剤のキャップ1杯）を2Lの水で希釈する（約0.06%の希釈液）。

※消毒作業に次亜塩素酸ナトリウムを使う場合は、原則として教職員が行うこととし、その際は手袋を着用し、消毒後は水拭きすること。

③抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、教職員および児童生徒は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにすること。

(2) 集団感染のリスクへの対応

3条件（①換気の悪い密閉空間、②~~手の届く距離に多くの人~~が多数が集まる密集場所、③~~近距離での間近で会話や発声をする密接場面~~）が同時に重なることを徹底的に回避するとともに、~~一つの条件が発生しないようにするため、以下のような取組みを行うこと。場を避けること。また、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けること。~~

~~校長は、事前に再開後の授業や学校行事を想定し、適切な感染症対策を行うとともに、学校において、3条件が揃わないよう準備対策を行うこと。~~

- ・校長や教頭は、学校活動の様々な場面において感染防止対策が徹底されているか、見回りを実施するとともに、学校保健委員会等を活用し検証を行うこと。
- ・学校における感染防止対策や基礎疾患のある児童生徒への対応等については、学校医に専門的立場からの助言や情報提供を受けること。
- ・~~学校再開前に保護者に対し感染症対策を依頼すること（別紙2参照）。また、学校再開後において、保護者の不安を緩和するため、学校医と連携し、学校における感染症対策について随時保護者に説明すること。~~
- ・外部業者や外部講師、学校への訪問者に対してもマスクの着用等の感染症対策を徹底すること。
- ・3条件を避けることや感染症対策に関するチラシ（別紙3、4参照）を~~配布したり、~~学校に掲示~~したり~~するなどにより、教職員および児童生徒の意識啓発に取り組むこと。

①「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。
- ・授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談すること。

- ・体育館のような広く天井の高い部屋であっても、換気は感染防止の観点から、十分な換気に努めること。
- ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。

②「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ・人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けるなど、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めること。

③「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ・登下校時にはマスクを着用させることを基本とする。あわせて、手拭きのための個人用ハンカチやタオル等も持参させること。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い時には、人との十分な距離を確保し会話を控えるようにして、マスクを外すように指導すること。
- ・学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、スポーツ庁からの令和2年5月21日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」に示された留意事項を徹底すること。

ア 登下校や集会、朝礼等について

- ・登下校時は、3条件が重ならないよう児童生徒への指導を徹底するほか、通学路や児童生徒の玄関において人混みが生じないよう工夫を講じること。

(対応例)

○始業前の登下校の時間帯をずらす

○児童生徒用の玄関以外に登下校時の玄関を複数設ける（職員玄関や体育館入口等の活用）

- ・限られた空間に多くの児童生徒や教職員が集まらないよう、児童生徒の分散、校内放送等の活用を検討すること。

イ 授業・補習全般について

~~気候上可能な限り常時、教室等の換気を行い（常時行うことが難しい場合は、休み時間ごとに5～10分程度）、密閉空間にしないこと。換気を行う際、可能な限り2方向の窓を同時に開けること（対角線上の窓を開けると換気がスムーズになる）。~~

~~エアコンは室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行うこと。~~

~~換気の程度は天候や教室の位置によって異なることから、必要に応じて学校薬剤師に相談し、~~

~~助言を受けること。~~

~~机の配置は、前後左右1—2 mを空けた状態を意識的に作ること。作れない場合は最大限の間隔を取るとともに、マスクの着用を徹底すること。~~

- ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動グループワーク、ペアワークについては、感染のリスクが高い学習活動であるため、教室のこまめな換気やマスクの着用、長時間の密集状態を避けるなど、3条件の回避を徹底した~~ぎせた~~上で実施することは可能であること。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・普通教室における人の密度が高い学校においては、授業方法の工夫を検討すること。

(対応例)

- 体育館を活用し児童生徒の間隔を確保した上での学年一斉授業の実施
- 特別教室や屋外（晴天時の校庭など）を活用した授業の実施

ウ 音楽の授業について

- ・音楽の授業においては、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
- ・室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器吹奏楽器の演奏は、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じた上で行うこと。
- ・共用の教材や楽器については、適切に消毒する、使用前で手洗い~~除菌行為~~を徹底するなど、適切な感染症対策を講じること。

エ 理科、家庭科など共用の教具等を用いる授業について

- ・特別教室の使用前後の手洗いを徹底すること。
- ・共用の教具や情報機器（パソコンや実験器具、実習機器等）については、清掃時に家庭用洗剤等を用いて拭きとること消毒すること。また、~~除菌が困難なパソコンのキーボード等についてはラップで覆って使用するなど、除菌対策を工夫すること。~~
- ・児童生徒同士が近距離で活動する理科の実験や観察、家庭科の調理実習など、狭い空間で密集して行う活動については、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避ける等の適切な感染症対策を講じること。なお、3条件の回避が困難な場合には、年間指導計画の実施時期を変更するなどの工夫を行うこと。
- ・家庭科や芸術科など教員配置数の少ない教科について、当該教科の教員が濃厚接触者になった場合は、自習や補習を行うなどの工夫を講じること。なお、職業教科における実習等の指導についても、これらを参考に適切な工夫を講じること。

オ 体育・保健体育の授業について

- ・可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫を行うほか、授業前後の手洗いなどを徹底すること。
- ・体育館は換気を行うこと。

~~児童生徒のマスクの着用については、屋外や換気が適切に実施されている屋内において、児童生徒の間に十分な距離を取っている場合、不要である。~~

- ・授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫を講じること。
- ・武道など近距離で組み合ったり接触したりする身体接触を伴う場面が多い運動や児童生徒が密集する運動については、年間指導計画の中で実施時期を変更するなどの工夫を行うこと。
- ・児童生徒が分散して授業が行えるよう、外での活動が可能な季節には、グラウンドなどの屋外を最大限活用することを検討すること。

カ 給食時について

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員が給食前の手洗いを徹底すること。また、給食後も児童生徒全員が食器等を片付けた後に手洗いをを行うこと。
- ・給食の配食を行う児童生徒および教職員は、必ずマスクを着用するとともに、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、風邪の症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無、手指を確実に洗浄したか、衛生的な服装をしているか等を毎日点検し確認すること。給食当番活動を行うことが適切でないと認められた場合には、給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・給食時の会食に当たっては、**大声での**会話を控えるとともに、例えば、机を向かい合わせにしないでスクール形式にするなどの工夫を行うこと。また、密集を避けるため、ランチルームを使用せず普通教室を使用する、会食の時間帯をずらす、空き教室を利用して定員の1/2以下とするなどの工夫を行うこと。

キ スクールバスについて

- ・~~バスの窓を、天候や気温も、利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うことも考慮しつつ3cm程度開けること（常時開放が難しい場合は、可能な限り換気に努めること）。~~
- ・バスの運行前に多くの利用者が触れるドアノブ等を~~手の触れる箇所を消毒液で~~消毒すること。
- ・乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせること。
- ・保護者から自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。この場合、早い時間の保護者送迎に教職員が対応できるよう、教職員の出勤時刻を調整すること。
- ・運転手や介助員、**利用者**はマスクを着用すること。
- ・スクールバス運行に関するルールや留意点については、あらかじめ利用者や保護者に示しておくこと。

ク その他

- ・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多くまた共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにすること。また、掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行うこと。

- ・ 休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルール（会話をする際には一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないなど）を設定することも含めて、指導の工夫をすること。
- ・ 職員室や事務室等の学校内の執務室では、一定時間おきに換気を行い、3条件が重ならないよう徹底すること。
- ・ 職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2m）するように努め、十分なスペースを確保できない場合は、学校内で分散して勤務することも検討すること。
- ・ 職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、オンライン会議システム等の活用を検討すること。

2 出席停止等の扱いについて

- ・ 児童生徒の感染等が判明した場合の対応については、9（1）を参照すること。
- ・ 発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させることとし、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・ 出席停止の対象とする児童生徒の範囲は以下のとおりとする。
 - 感染者、濃厚接触者
 - 発熱等の風邪症状により自宅休養を申し出た者または学校において自宅休養が必要と判断した者
 - 同居の家族等に感染・濃厚接触者が出たことにより自主的に自宅待機を申し出た者
 - 同居の家族等に発熱等の風邪の症状がみられたことにより自主的に自宅待機を申し出た者
 - 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでない判断された者
- ・ 保護者から学校を休ませたい旨の相談があった場合においては、学校で講じる感染症対策について十分説明すること。その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができること。
- ・ 児童生徒の感染等が明らかとなり、緊急メールやホームページ等で休校措置等を連絡する場合は、感染者等の特定につながるような学年や氏名、性別は知らせないこと。

3 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について

- ・ 医療的ケア児や基礎疾患児の登校については、主治医の見解を保護者と相談の上、本人の状態等に基づき個別に登校を判断すること。
- ・ 医療的ケア児や基礎疾患児の登校に当たって、学校は事前に受入れ体制や医療的ケアの実施方法などについて学校医等に相談し、安全に十分配慮すること。

4 心のケアについて

- ・ ~~学校再開後に、依然として~~心理的ストレスを抱える児童生徒 ~~に対してはが存在することが考えられることから、~~担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに努めること。
- ・ 問題や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすいように、青少年教育センターや県内の相談機関などに関する情報を提供すること。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないよう、~~機会を捉えて新学期の開始時に新型コロナウイルスに関する正しい知識を伝えるとともに、児童生徒向けのチラシ（別紙5）を活用して~~新型コロナウイルスに関する正しい知識を児童生徒に伝えるとともに、~~当該チラシを配布・掲示するなどにより、~~誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを児童生徒に周知すること。
- ・ 児童生徒やその保護者が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を周知すること。また、教職員は、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めること。
- ・ 医療従事者や社会機能の維持にあたる者等を家族に持つ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとらないこと。

6 学習指導に関することについて

~~学校再開後は、休校期間中の家庭学習における学習内容の定着を小テスト等により確認した上で、工夫して学習の遅れの取り戻しを図ること。~~

- ・ 今後の再度の臨時休業に備える観点からも、効率的な授業となるよう内容の精査を行うこと。
- ・ 過度の宿題を課す等により児童生徒の登校意欲が低下することのないよう、家庭学習の内容や分量等を工夫し、一人一人に応じた指導・支援を心がけること。
- ・ 出席停止となった児童生徒については、学習の遅れが生じないよう、家庭学習を適切に課すとともに、出席が可能となった後は、放課後等を活用して個別に補習等を行うこと。また、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映することができることに留意すること。

7 学校行事の実施について

- ・ 学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討すること。
- ・ 学校行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することとし、例えば、以下のような工夫を行うこと。

①学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭

- ・例えば、半日での開催など、実施内容や方法を工夫すること。また、必要に応じて延期や中止を検討すること。
- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すこと。

②運動会、体育祭

- ・運動会や体育祭については、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期を検討すること。
- ・運動会等を実施する場合は、児童生徒が密集する種目や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い種目については、地域の感染状況等を踏まえ、実施を見合わせることも検討すること。
- ・運動会等における開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、人が密集しないよう工夫するとともに、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を依頼すること。

③健康診断、避難訓練など

- ・健康診断について、今年度は例年の提出報告期限に関わらず、3条件が同時に重ならないよう十分配慮すること。例えば、
 - 健康診断会場への入退室等は小グループごとにし、お互いの間隔を十分にとる
 - 部屋の十分な換気に努める
 - 会話や発声をできるだけ控えるなどの工夫を講じること。また、児童生徒や教職員の事前の手洗いや器具等の消毒を徹底すること。
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする。また、体育館を避難場所とする場合は、換気を適切に実施し、整列させる際は児童生徒の間隔を十分にとること。

④遠足、旅行などの集団宿泊的行事

- ・~~県外への宿泊を伴う国内外への修学旅行や郊外活動海外への研修旅行~~については、~~本年度は実施しないこと当面の間、延期すること。~~
- ・県内における自然や文化などに親しむミニ遠足などの実施は差し支えない。

⑤勤労生産・奉仕的活動（校内美化活動や地域清掃など）

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選すること。
- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

8 部活動の実施について

- ・部活動については、~~当面の間、別紙6-1および6-2の事項を遵守し、~~最大限の感染症対策を講じながら実施すること。
- ・生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員や部活動指導員等が部活動の活動実施状況（3条件を回避しているか、手洗いが徹底されているか等）を把握すること。
- ・運動部活動でのマスク着用については、体育の授業の扱いに準じること（1（2）~~※~~③を参照）。
- ・活動時間については、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組み、休養日を適切に設けること。（文化部についても、具体的な活動の上限については、運動部に合わせること。）
- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・中央競技団体において作成する競技別ガイドラインや要請等の内容を適宜確認し、競技の特性に応じた感染拡大防止のための必要な取組みを実施すること。
- ~~部活動の各種大会への参加や対外試合、校外合宿等の実施については、当面の間、自粛すること。ただし、参加者が市内の学校関係に限る場合については、その時の感染状況を踏まえて検討する。~~

9 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

（1）児童生徒または教職員が感染等した場合

別紙1「新型コロナウイルスに感染した場合等の学校の対応基準（改訂版~~6月1日から~~）」
および別紙2「コロナウイルス感染症における対応フローチャート」参照

（2）給食センター職員が感染等した場合

給食センター職員に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合であって、関係学校内に濃厚接触者がいない場合は、当該職員を出勤停止とし、給食を中止する。

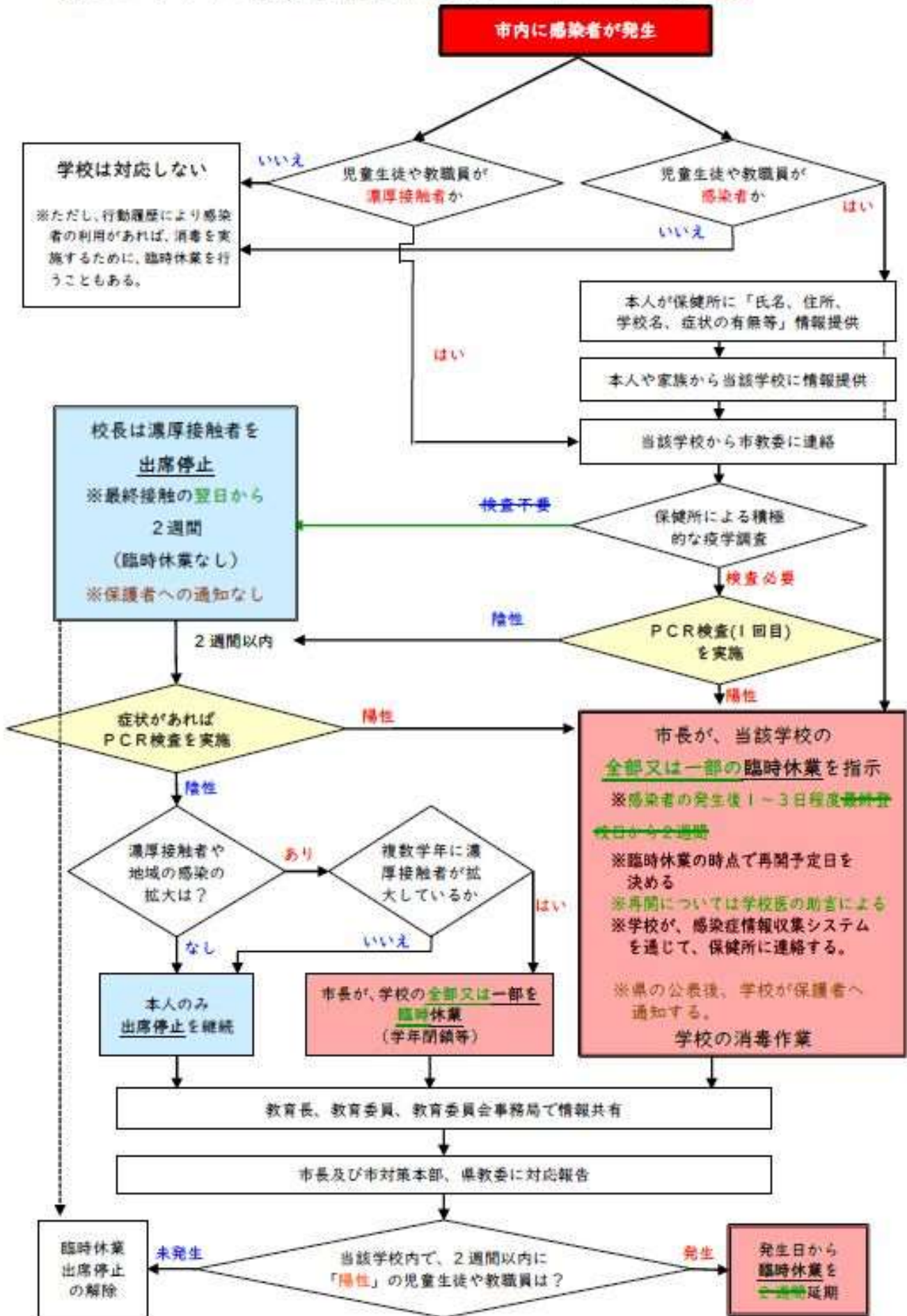
（3）学校に出入りする事業者が感染等した場合

学校に出入りし、児童生徒と接触する事業者に感染が確認された場合、または、濃厚接触者と特定された場合は、該当者の出入りを禁止し、必要に応じて事業を中止する。

10 その他

- ・その他、各校の状況に応じて学校長の裁量を尊重する。
- ・今後の状況により、適宜修正を行う。

新型コロナウイルス感染症における対応フローチャート (改訂版)



新型コロナウイルスに感染した場合等の学校の対応基準（改訂版6月10日から）

9(1)別紙1

教育総務課

事態ケース等	対象者・施設	対応基準
ケース1 発熱や風邪の症状 (咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等) のある場合	児童生徒本人	・児童生徒の保護者は、学校に症状を伝え、まずは、かかりつけ医等に（電話で）相談する。風邪の症状が4日以上続く場合や強いだるさ、息苦しさがある場合は、県の「相談窓口帰国者・接触者相談窓口センター（0776-20-0795）7時～21時奥越健康福祉センター（66-2076）」に電話で相談する。検査を行う場合には、学校に連絡する。（当該校の校長 → 市教委） ・校長は、発熱等風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとする。
	教職員本人	・校長に症状を伝え、まずは、かかりつけ医等に（電話で）相談する。風邪の症状が4日以上続く場合や強いだるさ、息苦しさがある場合は、県の「相談窓口帰国者・接触者相談窓口センター（0776-20-0795）7時～21時奥越健康福祉センター（66-2076）」に電話で相談する。検査を行う場合には、学校に連絡する。（当該校の校長 → 市教委） ・校長は、発熱等風邪の症状がある場合は、特別休暇（出勤困難）扱いとする。
ケース2 濃厚接触者に指定 (保健所等から濃厚接触者として通知された場合)	児童生徒本人	・校長は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の出席停止を命じる。【臨時休業は行わない】 （濃厚接触者に指定されないが、家族等に感染・濃厚接触が出たことにより自主的に自宅待機を申し出た場合も、出席停止とする。） ・保健所等の指示により、検査を受け、その検査結果が「陰性」の場合、保健所等の指示により行動する。「陽性」の場合 → ケース3参照 ・学校の設置者は、濃厚接触者が増加したり、市内の感染拡大が顕著であったりする場合は、学校の全部又は一部の臨時休業を検討する。
	教職員本人	・感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間、在宅勤務や職務専念義務の免除により、自宅待機とする。【臨時休業は行わない】 ・保健所等の指示により、検査を受け、その検査結果が「陰性」の場合、保健所等の指示により行動する。「陽性」の場合 → ケース3参照 ・学校の設置者は、濃厚接触者が増加したり、市内の感染拡大が顕著であったりする場合は、学校の全部又は一部の臨時休業を検討する。
	報告・調査	【情報の流れ】 保健所 → 本人 → 当該校の校長 → 市教委（関係部署） → 全校の校長 【調査】 学校や教育委員会は、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査に協力する。
ケース3 新型コロナウイルスに 感染した事が判明 (保健所又は指定医療機関等の検査により、陽性と判断された場合)	児童生徒本人	・学校の設置者（市長）は、保健所による濃厚接触者の特定や検査に必要な日数までの間、当該学校の全部又は一部の臨時休業を指示する。（臨時休業の期間は、発生後1～3日程度最終登校日から2週間）学校再開については学校医の助言による。 ・「出席停止」とし、保健所等に指定された医療機関において治療する。（完治まで） ・学校の設置者は、感染者の当該学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、当該学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合、の全部又は一部の臨時休業の校内で、臨時休業中に他の児童生徒や教職員の感染者が発生した場合は、発生日から臨時休業を2週間延期することを指示する。
	他の学校の児童生徒	・通常授業
	教職員本人	・学校の設置者は、保健所による濃厚接触者の特定や検査に必要な日数までの間、当該学校の全部又は一部の臨時休業を指示する。（臨時休業の期間は、発生後1～3日程度最終登校日から2週間）学校再開については学校医の助言による。 ・「特別休暇」とし、保健所等に指定された医療機関において治療する。（完治まで） ・学校の設置者は、感染者の当該学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、当該学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合、の全部又は一部の臨時休業の当該学校内、臨時休業中に他の児童生徒や教職員の感染者が発生した場合は、発生日から臨時休業を2週間延期することを指示する。
	他の学校の教職員	・通常勤務
学校施設	・消毒の実施 ・業者や市職員、濃厚接触者の指定を受けていない教職員が、学校の普通教室、特別教室、廊下、トイレ、体育館等の共用場所を消毒する。	

報告・調査

【情報の流れ】 保健所 → 本人 → 当該校の校長 → 市教委（関係部署） → 全校の校長
【調査】 学校や教育委員会は、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等の調査に協力する。